

函館市介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月22日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第28号

函館市介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

函館市介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則（平成18年函館市規則第67号）の一部を次のように改正する。

第1条中「，指定介護予防支援事業者および指定介護療養型医療施設」を「および指定介護予防支援事業者」に改める。

第2条の見出しを「（指定居宅サービス事業者等の指定等を受けた旨の標示）」に改め，同条第1項を削り，同条第2項中「もしくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第26条の規定による改正前の法（以下「旧介護保険法」という。）第107条第1項」を削り，同項を同条とする。

第3条の見出しを「（指定居宅サービス事業者等の指定等の更新を受けた旨の標示）」に改め，同条第1項を削り，同条第2項中「もしくは旧介護保険法第107条の2第1項」を削り，同項を同条とする。

第4条から第11条までを削る。

第12条中「別記第12号様式」を「別記第1号様式」に改め，同条を第4条とする。

第13条中「別記第13号様式」を「別記第2号様式」に改め，同条を第5条とする。

第14条中「別記第14号様式」を「別記第3号様式」に改め，同条を第6条とし，第15条を第7条とする。

別記第1号様式から別記第11号様式までを削る。

別記第12号様式中「第12条関係」を「第4条関係」に改め、同様式注第5項中「すべて」を「全て」に改め、同様式を別記第1号様式とする。

別記第13号様式中「第13条関係」を「第5条関係」に改め、同様式を別記第2号様式とする。

別記第14号様式中「第14条関係」を「第6条関係」に改め、同様式を別記第3号様式とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。